

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年8月11日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人すぎなハウス

(2) 代表者の氏名

山下 治雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区吉祥院西定成町19番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が地域の中でその人らしく生活できるよう支援するため、環境整備と障害者自立支援法に基づく各種事業を行うとともに、広く精神障害者問題に対する社会的理解を促進することによって、地域の精神保健福祉の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年7月30日

(文化市民局地域自治推進室)